

平成 22 年度 第 3 回水と緑の森づくり会議

とき 平成 23 年 2 月 9 日（木） 13:30-16:00

場所 職員会館健康教育室

○水と緑の森づくり会議

1 あいさつ

2 議題

(1) 島根県森林・林業に関する世論調査結果について

(2) 平成 22 年度事業進捗状況について

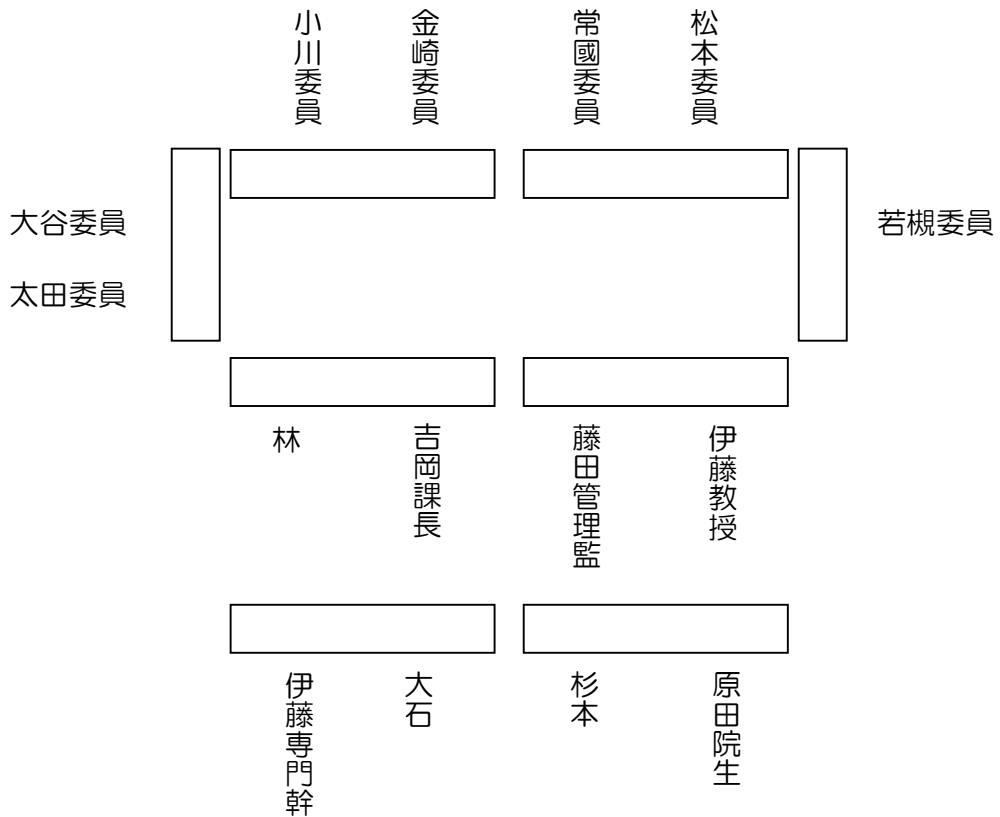
(3) 平成 23 年度予算要求の概要について

(4) 意見交換

平成 22 年度 第 1 回水と緑の森づくり会議出席者

部 門	所属等	氏名
公募		太田 純子
公募		大谷 怜美
公募		小川 泰昭
公募		金崎 孝一
ボランティア	NPO法人コアラッチ代表	常國 文江
教育	島根県小学校長会	松本 一志
森林経営	指導林家	若槻 満男
島根大学	生物資源科学部教授	伊藤 勝久
	生物資源科学研究科院生	原田 唯
島根県林業課	課長	吉岡 延夫
	管理監	藤田 隆
	林業普及専門幹	伊藤 隆雄
	企画員	林 真弘
	主任	杉本 真矢
	主任	大石 貴久

配席



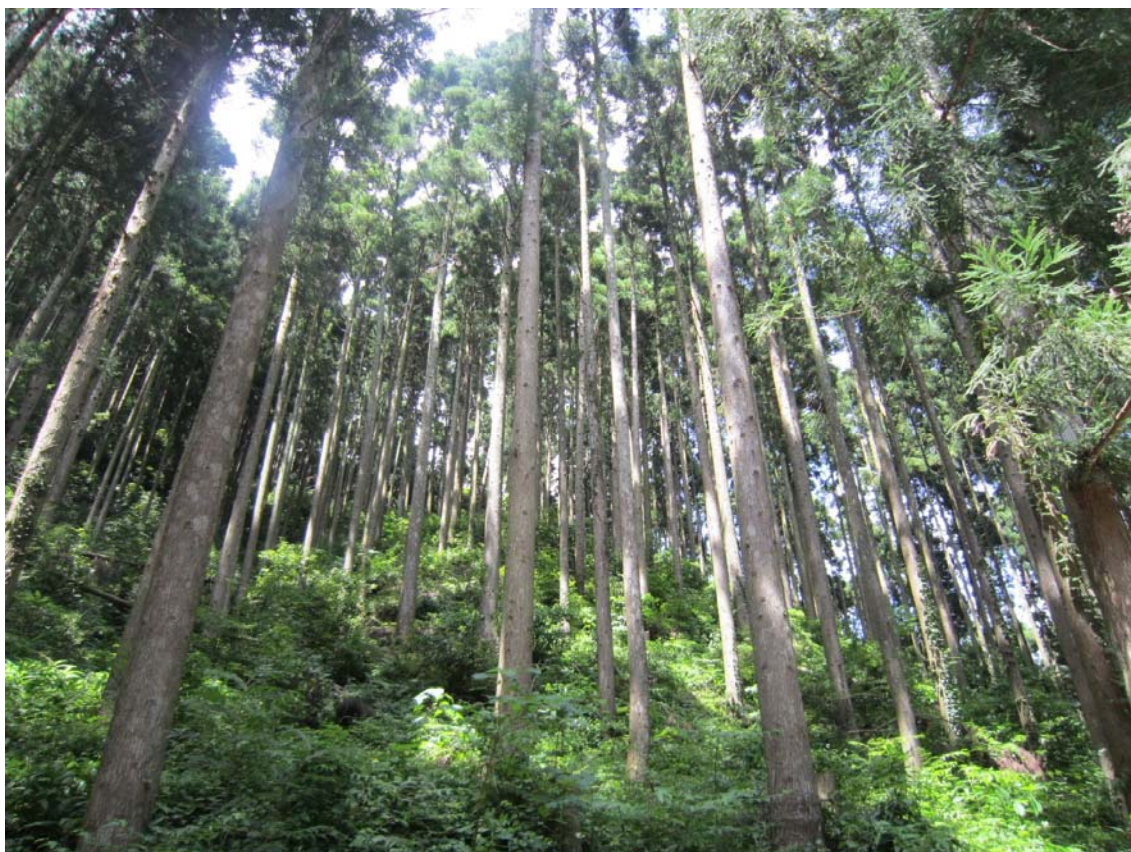
○ 再生の森実施状況

不要木伐採の実施予定面積 (ha)

	松江	雲南	出雲	浜田	県央	益田	隠岐	計
実施予定	50.00	85.00	30.02	99.00	152.27	235.00	75.63	726.92
12月進捗	24.55	61.10	1.08	33.25	0.54	9.74	38.51	168.77

間伐作業は秋～春先の作業

現在各地で2～3月に集中して実施





みーもフェスティバル2010の開催について 水と緑の森づくり事業PRイベント

【趣旨】

島根県では荒廃した森林をよみがえらせ、水を育む緑豊かな森を次の世代に引き継いでいくために、平成17年から「水と緑の森づくり税（水森税）」を財源として、県民の参加による独自の森づくりを進めています。このイベントをとおして、森のすばらしさや尊さを伝え、水森税の周知や、森づくりに関心をもってもらうことを目的として開催しました。

（集客ターゲットは水森アンケートで最も認知度の低かった女性層、若年層、親子連れ）

【概要】

イベント名：「みーもフェスティバル2010」

主催：島根県（農林水産部林業課）

日時：平成22年12月12日（日）10:00～15:00

会場：くにびきメッセ 大展示場（2/3） 松江市学園南1-2-1

来場者数：5,200人

【ステージイベント】

司会：竹内駒英アナウンサー

■ 森を学ぼう〇×クイズ

■ 自然の恵みトークショー
（サヒメル学芸員）

■ みーなちゃん名付け親表彰

■ シンガーソングライター六子による「森の恵みコンサート」 ほか



【出展ブース】

■ 水と緑の森づくり紹介（3ブース）

- ・水森事業紹介大型パネル2基、再生の森紹介パネル28枚展示
- ・みーもキャンドル、みーもぬいぐるみ づくり体験
- ・ひのきみーも玉、みーもキャップ プレゼントほか

■ 森の学び・ものづくり（22ブース）

- ・木登り、木工作、木の玉プールなど体験型の展示とし、森の良さを親子で体感。

■ 森の癒し（3ブース）

- ・森林セラピーをとおして、癒しへの関心が高い女性を中心とした層の森への誘導。

■ 森の味わい（14ブース）

- ・森からの恵みをテーマに、森に関する食材を使った飲食店を集め、食といった視点からの森を再認識。

みーもフェスティバル 2010(平成 22 年 12 月 12 日)

みーなちゃん名付け親表彰式



名付け親6名の皆さんの表彰を行いました。

水と緑の森づくり紹介ブース



水森ブースでは水森事業を大型パネルで紹介するとともにクイズラリー、みーもキャンドル作り、ヒノキ玉プレゼント、木のおもちや遊び場、アンケートなどを行いました。



森の学び・ものづくりブース



森の癒しブース



森の味わいブース



飯南町森林セラピーやフラワーセラピーなど。「みーもくん」パンなど当日限定商品も多数並びました。

ステージイベント



森についてのO×クイズ、六子の森のコンサートなど大勢の人で盛り上がりました。

<来場者の状況>

- イベント来場者数 5,200人 ○性別 男性 48% 女性 50% 無回答 2%
- 年令別 10代 36%、20代 6%、30代 20%、40代 17%、50代 7%、60代 9%、70代以上 5%

<来場者の感想—寄せられたお手紙から—>

- 子どもが落ち葉・ヒノキ玉プールを大変喜んだことに驚いた。今度本当の森へ連れて行ってやりたいと思う。
- 県内で森づくりに取り組まれている団体がこんなに多いとは知らなかった。
- 水と緑の森づくり事業を知らなかった。とても良い取り組みでもっとPRすべきだ。など

○ みーもスクール

平成 22 年度業務委託の状況

(1) NPO もりふれ倶楽部

斐伊川の源流域の森を訪ねよう

実施校：松江市立母衣小学校 6年生 80人

活動内容

6月	<ul style="list-style-type: none">・ 森林保全の大切さ (レクチャー)・ 木工 (ふくろうのキーホルダー)
10月	(奥出雲町) <ul style="list-style-type: none">・ 原木シイタケ生産現場見学・ 間伐体験・ ネイチャートレイリング・ 樹木学習
11月	<ul style="list-style-type: none">・ ヒノキ和紙づくり・ まとめ



事業完了：児童からの感想文は別添

水と緑の森づくり

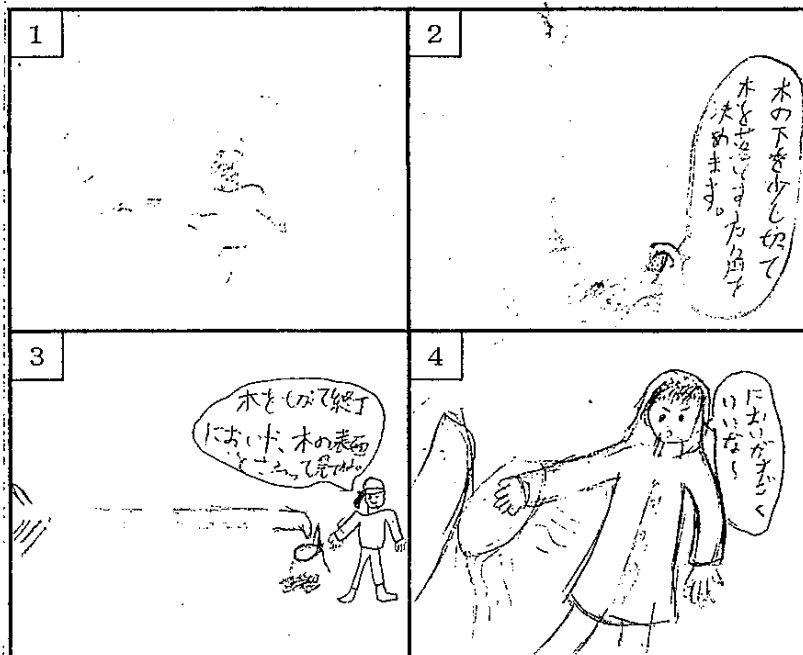
森林林業体験教室

6-2

★今日の体験教室についての振り返り

①ぼくは、あまり森の中に入る事がなりのです。くつわがた
ておだけ、だんたん森と、ふれあうとだんたんつわさか
なくなっていて、楽しかったです。実際に、木をセリたおす所
を見たり、ツタケのおいしい料理を食べて、楽しかったです。
こいなとも思いました。②木をセリたおす時に、方角を決める
ことがありますが、初めて聞いて勉強になりました。
お弁当を食べた所の、木でできた、おもろカ、豊谷を使
て見て、楽しかったの、ぼくも作、(見たくなり)した。
森におきりした事がなからたけど、今日の森林林業体
験で、少し小貫れたので、うれしかったです。

★一番印象に残ったことを四コマまんがに表そう。



水と緑の森づくり

森林林業体験教室 3

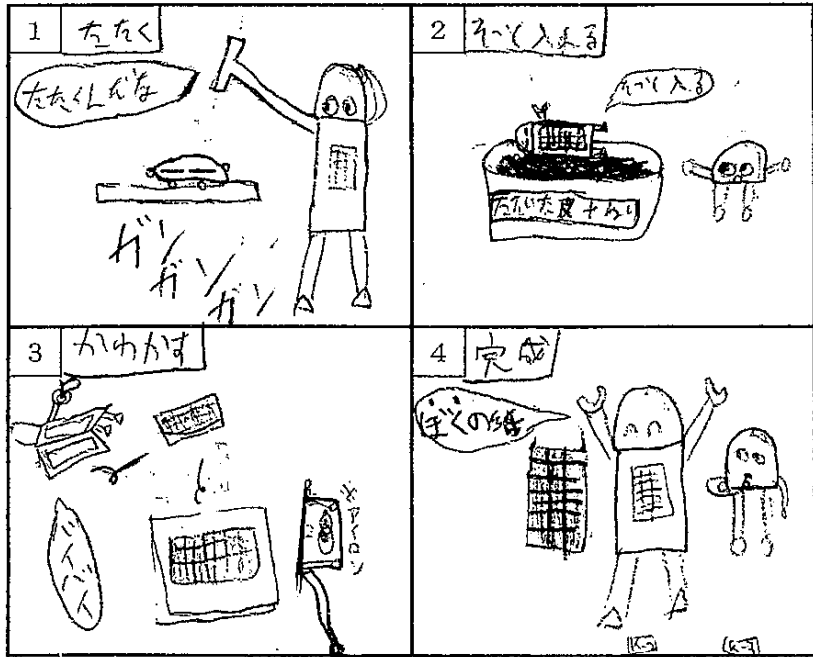


★今日の体験教室についての振り返り

木で紙をつくるのは、木の皮の削りかすの所を
 使いました。皮を削り、おろし、おろし、おろし、おろし、
 このおろしは、おろし、おろし、おろし、おろし、おろし、
 机や、えんぴつなど、色々な所に使われていて、
 とても役立っています。おろし、おろし、おろし、
 使うとき、使う分だけ使うと、いい森が育つと
 思いました。

人間は、木の木を使って生活し、
 木は、人間に、木を切り取ることで、いい森になり
 ます。おろし、おろし、おろし、おろし、おろし、おろし、
 人間は、切りかすの所、おろし、おろし、おろし、おろし、
 ます。

★一番印象に残ったことを四コマまんがに表そう。



(2) NPO 緑と水の連絡会議

石見銀山と身近な森を楽しもう

実施校：大田市立五十猛小学校 3・4年生 12人

大田市立大森小学校 全校生徒 12人

活動内容

5月	・ 樹木観察（年輪を数えよう、木の香り）、クイズ
6月	・ 石見銀山タケノコ採り（銀山を竹林被害から守ろう） ・ 焚き火ピザ
7月	・ 三瓶川源流探索 ・ サヒメル見学 ・ 三瓶北の原自然林観察
9月	・ 木のこと（生木・炭・灰の重さ比べ） ・ 葉のこと（1本の木に葉っぱは何枚？その面積は？）
11月	・ 大田市森林組合利用間伐現場見学
12月	・ 里山の自然観察
1月	・ 炭焼き見学
2月	・ まとめ



(3) NPO アンダンテ 2 1

清流高津川を育む森を学ぶ

実施校：吉賀町立蔵木中学校 3年生 6人

吉賀町立柿木中学校 3年生 14人

活動内容

9月 蔵木中学校	<ul style="list-style-type: none">・ 森林観察・ 水質テスト・ 講義（森の役割、湧水の原理）
10月 柿木中学校	<ul style="list-style-type: none">・ 森林観察（森の役割、湧水の原理）・ 水質テスト
2月	<ul style="list-style-type: none">・ 講義（森の役割、湧水の原理）
3月	<ul style="list-style-type: none">・ 報告会



島根県森林インストラクター制度について

【趣 旨】

都市住民をはじめとする県民に対して、森林・林業の正しい知識を付与し、森林利用にかかわる思想の高揚及び、林業に対する認識の向上を図ることのできる指導者としての島根県森林インストラクターを養成し、設置する。

【主な活動】

- 小中学校の総合的な学習の時間において、森林での活動体験の講師。
- 公民館・自治会などの地域学習講座の講師。
- ボランティアなどでの森づくり活動の指導者。ほか

【概 要】

平成8年度から島根県森林インストラクター認定を行い、現在107名が活動中。

(認定状況：H8年15名、H9年16名、H10年14名、H15年25名、H16年23名、H17年16名)

(構成：平均年齢57才、女性22名)

【養成講座の開催】

名 称：平成22年度島根県森林インストラクター養成講座

主 催：島根県（農林水産部林業課）

日 時：平成22年6月26日（土）～27日（日）1泊2日

平成22年10月23日（土）～24日（日）1泊2日

平成23年1月29日（土）～30日（日）1泊2日（全6日間）

場 所：島根県立ふるさと森林公園 松江市宍道町

受講者：47名（定員20名）、平均年齢47才、うち女性12名

【講座の様子】



菌類について



チェーンソーを使った森林施業



野鳥について（巣箱作り）



炭焼き学習



模擬発表



集合写真

H 2 3 水と緑の森づくり事業

林業課

1 要求

要求額 200,914千円（対前年比100.8%）
 （財源内訳）
 基金積立見込額 200,874千円
 ふるさと納税 40千円

2 県民参加の森づくり

要求額 47,382千円（対前年比91.1%）

■森づくり推進事業 15,270千円

①森づくり情報交流



- ・ 水と緑の森づくり会議の開催
- ・ 情報誌発行
- ・ 水と緑の森づくり普及啓発
- ・ 県民アンケート調査

②森づくりサポート体制の整備

- ・ 森づくりサポートセンター（新規）
- ・ みーもスクール（学校での森林教育）

■みーもの森づくり事業 32,112千円（ふるさと納税を一部充当）

- ・ 採択予定時期 6月、9月の2回程度
- ・ 県民自らが企画・立案した取り組みを支援

取組	森を保全する取組	森を利用する取組
内容	○森林内の植林、下草刈り、森林公園や自然公園周辺の整備 ○森林教室、樹木実習など 	○公共性が高く、身近なところで県産材及び木質バイオマスを利用 
実施主体	NPO、市町村、自治会、森林組合、林業事業体、企業その他団体	
交付率	1/2 以内 ただし、個人所有とならない資材の購入や自身での実施が困難な作業の委託、県産材購入代は10/10以内	
交付金上下限額	500～2,000千円以内 ただし、過去の事業の継続実施（下刈や木工教室など）は、上限50千円の申請も可能	

3 緑豊かな森の再生

■再生の森事業 要求額 153,532千円（対前年比104.2%）
 計画面積 715ha

荒廃森林の水を育む緑豊かな森への再生

対象林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年以上間伐未実施の36年生以上の人工林 ・ 人家・田畑等に侵入する竹の発生源の竹林 ・ 松くい虫被害にあい放置された森林
協定締結	森林所有者＋県 委託実施の場合はこれに森林組合等（林業事業体など含む）を含めた3者協定とし森林組合等は協定期間中の見回り管理等を実施。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要木の伐採：本数率30%以上の不要木の伐採 ・ 広葉樹植栽：不要木の伐採を行った跡地に必要に応じて広葉樹を植栽 ・ 侵入竹林伐採：人工林に侵入した竹林の伐採 ・ 保険加入：不要木の伐採を行った森林を対象に森林国営保険へ加入 ・ 管理道開設：森林の維持管理のための簡易な道路の開設 ・ 竹林伐採：人家や田畑等に侵入する竹の発生源竹林の伐採 ・ 抵抗性マツの植栽：松くい虫被害にあい放置された森林への抵抗性マツ植栽

再生の森事業

[平成 23 年度要求額 153,532 千円 対前年比 104.2%]

事業の趣旨

水を育む緑豊かな森を次世代に引き継ぐため、森林所有者等と締結した協定に基づく不要木の伐採等を行い、荒廃森林を再生させる。

1 事業の内容

森林所有者と県が締結する「再生の森協定書」に基づき行う次の作業に対して、交付金を交付する。

（実施主体：森林所有者、森林組合等）
交 付 率：定額

不要木の伐採計画面積 715 ha

- (1) 不要木の伐採 (@176,800 円/ha=136,000 円×1.3)
植栽後 36 年以上経過しているにもかかわらず、長期間間伐などの保育作業が行われていない人工林に対して不要木の伐採を行う
- (2) 広葉樹の植栽 (@169,000 円/ha=130,000 円×1.3)
不要木の伐採を行った跡地に広葉樹を植栽する
- (3) 侵入竹林伐採 (H22-23 は基金事業で対応)
植栽後 36 年以上経過している人工林に侵入した竹林を伐採する
- (4) 森林国営保険加入 (@81,754 円/ha)
不要木の伐採を行った森林に対して加入する
- (5) 管理道開設 (@2,000 円/m)
不要木の伐採等を行い、その後の見回りのために必要な管理道を開設する
- (6) 竹林伐採 (@838,500 円/ha=645,000 円×1.3)
家屋敷地や田畑等に侵入する竹の発生源竹林を伐採する
- (7) 抵抗性マツの植栽 (@384,800 円/ha=296,000 円×1.3)
松くい虫被害にあい、放置された森林へ抵抗性マツを植栽する

みーもの森づくり事業

[平成 23 年度要求額：32,112 千円 対前年比 92.3%]

1 目的

島根の森は、清らかな水を育む一方、洪水や土砂災害を防ぐなど、多くの役割を果たしている。



県民共有の財産であり、未来からの預かり物である緑豊かな森を県民自らのアイデアと参加で育み、次世代に引き継ぐことを目的とする。

事業名は、島根の水と緑のシンボルキャラクター「みーもくん」が好んで暮らせるようなきれいな森林が増えることを願って「みーもの森づくり事業」とした。



2 概要

県民自らが企画・立案した森づくりのための植栽活動や県産木材を使う取り組みを支援

項目	区分	森を保全する取組	森を利用する取組
内容		<p>緑豊かな森と身近な森を再生するための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林内の植林、下草刈り、枝落とし ○森林公園や自然公園周辺の整備 <p>森づくりを習得する機会を創出するための取組等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林教室、樹木実習など 	<p>県産木材を活用し県民への利用を促す取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共性が高く、身近なところで県産材及び木質バイオマスなどを利用する取組 ○県産材及び木質バイオマスなどの利用方法を習得する機会を創出する取組 ○広く県民が森林にふれあう機会の創出、森林作業を体験する機会を創出するなどの取組 
実施主体		NPO, ボランティア団体、市町村、自治会、森林組合、林業事業体、企業、その他団体	
交付率		1/2 以内 ただし、実施後個人所有とならない資材の購入、自ら実施が困難な地拵え等の作業委託経費は 10/10 以内	1/2 以内 ただし、県産材料代は 10/10 以内 自ら実施が困難な作業委託経費は 10/10 以内
交付金上下限		500～2,000 千円 ただし、過去の事業の継続実施（下刈や木工教室など）は、上限 50 千円の申請も可能	

(現在予算要求中:取扱注意)

みーもの森づくり事業費交付金 交付体系の見直しについて



現状

○みーもの森づくり事業 (H22～)

	実行型	委託型	継続支援型
実施主体	NPO、ボランティア団体、市町村、自治会、森林組合、林業事業体、企業、その他団体	(森を保全する取組) 市町村、自治会 (森を利用する取組) 市町村、自治会、施設管理者	森づくり・資源活用実践事業 (みーもの森づくり事業)に過去に実施した団体
内容	立案：自ら 実行：自ら (一部委託可能)	立案：自ら 実行：他者	立案：自ら 実行：自ら (一部委託可能)
交付金上限 (千円)	3,000	1,000	50
交付率	原則1/2以内 ただし、個人所有とならない資材、事前準備に必要な地持ち等々の作業委託費、県産木材、木質バイオマス資材は10/10以内	10/10以内	実行型に準じる
H22採択実績	18件 任意団体9,自治会3,NPO2,社団法人2,企業1	6件 市町村3,自治会2,施設管理者1	7件 任意団体,自治会2,NPO1
	27,764千円	4,656千円	348千円

今後の対策

○3つの型を統一し、「～型」という表現をやめる



変更後の体系

実施主体	NPO、ボランティア団体、市町村、自治会、森林組合、林業事業体、企業、その他団体、施設管理者	森づくり・資源活用実践事業 (みーもの森づくり事業)に過去に実施した団体
内容	立案：自ら 実施：原則自ら (全部委託も可能)	
交付金上限 (千円)	500～2,000	25～50
交付率	原則1/2以内 (森を保全する取組：植林・下刈り・森林教室など) ただし、個人所有とならない資材、事前準備に必要な地持ち及び他者への作業委託が必要な場合の経費 (森を利用する取組：公共性の高い施設への木製ベンチの設置など) ただし、他者への作業委託が必要な場合の経費、県産木材、木質バイオマス資材は10/10以内	

☆全部委託の取組については、事務局側で採択の枠を設け、自ら作業できない理由などについて厳正に審査する

☆継続支援については、型ではなく、要綱文中「ただし書き」で区別する

森づくり推進事業

[平成 23 年度要求額 15,270 千円 対前年比 88.6%]

I 事業の目的

■県民に対する水森税の周知

「水と緑の森づくり税を知っている」

認知度の向上：現在 9% → 5年後 50%

■県民に対する普及啓発

「森林への興味・関心がとてもある」

意識の醸成：現在 24% → 5年後 50%

II 事業の内容

1 森づくり情報交流

[平成 23 年度要求額 7,748 千円]

(1) 水と緑の森づくり会議の開催

実施主体：島根県

- ・ 水森事業を深く知ってもらい、県民目線での意見を出し合ってもらうために、年3回の会議のほか、随時情報を提供していく。
室内会議2回（実践事業の報告、検討）
現地会議1回（実践事業の検証など）



(2) 森づくり情報発信

実施主体：島根県

① 森づくり情報発信業務委託

- ・ 水森事業の認知度を向上させるため、県で作成したアウトラインをもとに広告代理店等に対しプロポーザル（企画競争）をかけ、最も効果的な広報計画を提案した事業者に対して委託を行う。
（委託する広報業務）
情報誌発行（みーも通信）
年間広報（新聞・雑誌等）
県内各地産業祭等へPR出展



② 県民アンケート調査

- ・ 研究機関へ委託し、県民の森づくりに対する意識調査を行う



2 森づくりサポート体制の整備

[平成 23 年度要求額 7,522 千円]

(1) みーもスクール（学校での森林教育）

実施主体：島根県

- ・ 学校が行う森林教育活動をNPO団体等と連携して支援するモデル校を設定し、学校林などを活用して、年間通じて森林教育を行う

(2) ふるさとの森講座開催

実施主体：島根県

- ・ 県民の森等をフィールドに、森づくりに関心のある人を対象とした森林教室やトレッキング教室を開催する

(3) 森の誕生日（ボランティア団体による指導）

実施主体：島根県 *4/29日（金）祝日開催予定

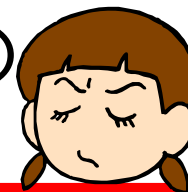
- ・ ふるさと森林公園で、松江市や各ボランティア団体と連携して木工教室等を開催する

(4) 森づくりサポートセンター開設（新規）

実施主体：島根県

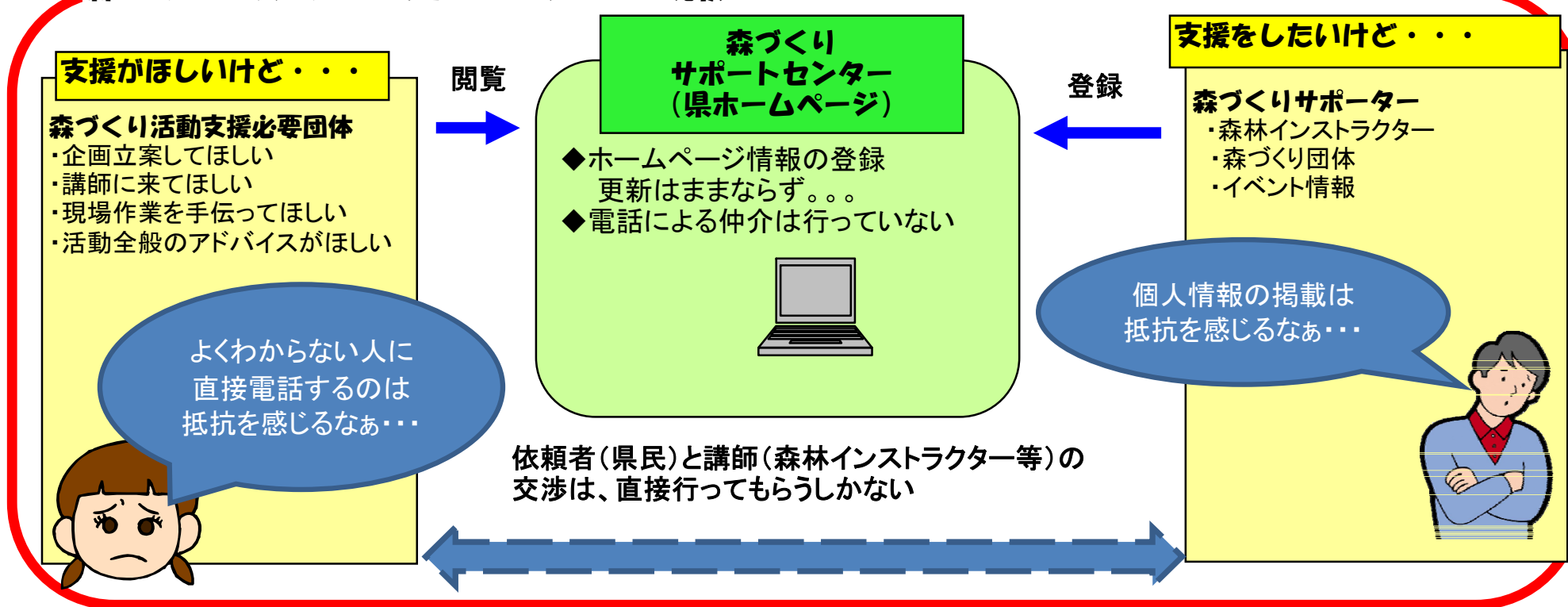
- ・ 森づくり活動への参加を希望する県民に対し、その機会を提供するため、県で認定した森林インストラクターの情報等を県民に周知又は講師派遣するサポートセンターの機能を拡充する

しまね森づくりサポートセンター体系図（現状）



島根県林業課

森づくりボランティアサポートセンターの現状



現在の制度では受け入れ体制ができていないケース

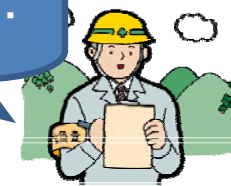
私たちが教えてほしいことがあるんだけど・・・

企業
自治会
市町村

森づくりの相談を望む
企業など

我々土木のプロも
お手伝いしたいのですが・・・

土木専門知識を有する
技術集団からの申し出



しまね森づくりサポートセンター機能の拡充

～人と人、人と森の出会いの場をサポート～

(H23度 予算要求中)

平成23年度以降のイメージ

支援がほしい

森づくり活動支援必要団体

(支援してほしい内容)

- ・企画立案してほしい
- ・講師に来てほしい
- ・現場作業を手伝ってほしい
- ・活動全般のアドバイス(支援を必要とする者)
- ・森づくり団体
- ・市町村、自治会
- ・企業

登録

紹介

森づくりサポートセンター

- ◆マッチング(森づくり機会等の創出)
- ◆ホームページ情報の登録・更新
- ◆センターPR

サポートセンターの業務

- ・森林インストラクターの派遣(企業や森づくり団体への指導など)
- ・インターンシップ制度(新人インストラクターの研修の場づくり)
- ・森林土木業界の加入促進
- ・県民や企業へのPR など

支援をします

森づくりサポーター

- ・森林インストラクター
- ・森づくり団体
- ・イベント情報
- ・山地防災活動
- ・森林パトロール(地域の森パトロール)
- ・治山施設調査(治山アドプト)

登録

紹介

森づくりのアドバイス等を求める企業が登録

CO2認証システム
実践型企业

講師を派遣

水と緑の森づくり会議委員意見交換

1 水と緑の森づくり税について

委員の意見	県の考え方
<p>[税額の妥当性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税額については妥当な金額と思料(金崎委員) ・ 年額 500 円の 10 年間, 計 5,000 円の税額は妥当な額ではないかと思う。特に多くの森林を抱える島根県に住む者として森林の健全な成長を促したり, 適切に管理したりするという目的のはっきりしている税なので納得できるものである (松本委員) ・ 税額については、昨年、今年と雪害も多く、木を守っていくために費用もかかると思われるため、増税もやむを得ないと考える (太田委員) ・ 500 円は妥当な金額だと思う (大谷委員) ・ 環境税等の役割をなしているこの税は、今後 100 円単位の増額を含め定着すべきである (小川委員) 	<p>今後も、水と緑の森づくり税を財源とする水と緑の森づくり事業の適切な執行に努め、県民理解の促進に努めていきたい。</p>
<p>[課税期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課税期間については、継続性も必要であると思うので、延長してもよいのではないか (太田委員) ・ 期間以降も継続して課税をすることを希望する (大谷委員) 	

2 再生の森事業について

委員の意見	県の考え方
<p>[事業の妥当性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性を強く感じる。継続して実施していただきたい（太田委員） ・ 今後も、森林組合との連携を深め、より森林整備を充実させてほしいです（大谷委員） 	<p>平成26年度までの目標である3,500haの荒廃森林の再生を達成したい</p>
<p>[事業の新たな展開方向]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国全体として取り組むべきことですが、林業従事者が、森林で生計を立てられるような仕組みをつくるべきだと思う。県の8割近くが森林の島根県なら、なおさら森林保全・整備が必要なことは言うまでもないが、森林で生計を立てられるようになり、林業に魅力を感じる若者が多くなれば、島根県の人口は増えると考え（大谷委員） ・ 不要木の伐採、ナラ枯の先行対策としての枯損前の木の有効利用等資源として活用するための事業の導入とこれらのベースとなる作業道開設事業を充実すべきである（小川委員） ・ 島根の森を護り生かすために、地域材活用の方策を募るべきである（小川委員） ・ 荒廃林の間伐材伐採が更に必要と考える。その受け皿として、島根県の森林再生や過疎地、里山地域の住民の収入源や活性化の為に県内(2箇所程度)に、増殖する竹林や不要木等を伐採集荷し、燃料(ペレット、竹炭・木炭)、肥料、その他商品を生産するプロジェクトを立ち上げる必要があると思う。水森税での提案型や再生事業のみでは事業規模が小さく中山間地区の活性化やCO2削減等の為、県は総合的な観点からの取り組みを提案したい（金崎委員） 	<p>国では、平成21年12月に「森林・林業再生プラン」を策定し</p> <p>① 林業・林産業の再生を、環境をベースとした成長戦略の中に位置付け、木材の安定供給力の強化を軸にした対策により雇用も含めた地域再生を図る</p> <p>② 森林計画制度等の制度面から路網・作業システム整備、人材育成などの実践面も含め、森林・林業政策を全面的に見直す</p> <p>こととし、これにより2020年（平成32年）までに木材自給率50%を目指すとしています。</p> <p>また、島根県では「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」を平成20年度に策定し、森林・林業分野で5プロジェクトを推進し、木材生産の拡大、木質バイオマスの利用促進や県民との協働による森づくりを進めています。</p> <p>このほか、島根県では、</p> <p>①針葉樹を県内の合板工場へ出荷（H21:67, 173m³）</p> <p>②林地残材を火力発電所で混焼（H23～実証試験）を進めています。</p> <p>さらに木質バイオマスエネルギー熱を利用した施設整備も進み、県内で26施設が稼働しています</p>

3 みーもの森づくり事業について

委員の意見	県の考え方
<p>[事業の妥当性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民が納得できるようにきちんと計画され、公共性があればよいと思う（太田委員） ・ ボランティアなども募り多くの県民が参加できるような事業が望ましいと思う（太田委員） ・ 継続支援の充実を図ることが森林の安定に繋がると考えた。今後も税を有効に活用し、できる限り実施して欲しい（松本委員） 	<p>より多くの県民によるアイデアと参加を基本とした森づくりや県産木材を活用したまちづくり等の提案が生まれるよう、事業の展開性、波及性も重視している点も強調しながら募集していきます。</p>
<p>[事業内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実行型：市民、団体による意欲的な活動が多く、今後も支援すべき。助成額については今後も十分に審議する必要がある（大谷委員） ・ 委託型：建物に水森税の助成だということをもっとアピールする工夫（シールではなく焼印など）で、今以上に、税金が森づくりに役立っているという意識付けが必要（大谷委員） ・ 継続支援：森づくり自体、継続的な整備・管理が必要であり、今後も助成が必要な取り組みを審議しつつ、支援すべき（大谷委員） ・ みーもの森づくり事業に地域住民の他、県内の学生等からも申請があるよう広報を行い、様々な着想や立場からの申請にも対応し積極的な事業参加を促進したらと考える。又、実行型の日当の対象を拡げたり食事代を新設すれば提案者の積極的な申請を促進でき本事業の活性化に役立つと考える（金崎委員） 	<p>島根の森林を保全・活用しようという意識の輪が広がることを期待し、意欲的活動に取り組む団体の活動経費を引き続き支援していきます。</p> <p>経費やPR方法についても、実行性があり、県民に伝わる事業内容になっているかを確認していきます。</p> <p>次年度以降は、シールではなく、耐久性のあるプレートを原則支給するうえ、看板等の設置が可能であればより宣伝力のある物に改良するよう実施団体と協議していきます。</p> <p>御意見のとおり、学生等への募集については、「事業の手引き」の送付とともに働きかけるとともに、コンビニエンスストアなどへも設置をする予定です。</p> <p>また、昨夏のような猛暑下での活動は人命にも関わるので、飲料費に対する助成も検討していきます。</p>
<p>[事業審査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に問題を感じない。審査にかかわれたことは、ありがたかったし、県内の取組を知る上でたいへん参考になった。実行型と委託型の区別がややつきにくいと感じた（松本委員） 	<p>御意見のとおり、実施状況を確認していった結果、実行型と委託型で判断に困る事例もあった。</p> <p>御意見を踏まえ、型の考え方を改めるべく、交付要綱等の改訂をしていきます。</p>

4 森づくり推進事業について

委員の意見	県の考え方																
<p>[みーも通信]</p> <ul style="list-style-type: none"> デザイン性が高く、手にとってもらいやすい冊子でいいと思います。森の再生やみーもスクールについても分かりやすいです。また、コンビニや、スーパーなどで手に取れることはとてもいいことですが、設置した後の管理ができていない店舗もあるため、より手に取ってもらいやすい設置環境づくりも必要と思われます。(そこまでの管理は大変だとは思いますが、店舗への意識付けにもなり、相乗効果ではないでしょうか。)(大谷委員) みーも通信は特集号も含めて A4 版にして発行されたらと思う。A4 版が公文書の国際基準であり広範な年齢層が読むのに見易い。又、水森税に基づく再生事業等の取り組みを広く県民に周知・宣伝する為にも必要と考える(金崎委員) みーも通信は以前から拝読していた。県民の中にどれ位浸透しているか、興味深いところではある。本年度号より小さい判になっているが反響があるか(松本委員) 	<p>今年度から、水森事業の認知度の特に低い若年層、女性をターゲットとして「みーも通信」のサイズ・デザイン・内容を一新し、コンビニなど不特定多数の方が気軽に手に取れる場所へ、無料スタンドを新たに設置しました。この無料スタンドの持ち帰り率が 92% となり、多くの方に持ち帰っていただき、周知に役立っています。(認知度 42%)</p> <p>みーも通信アンケート葉書返送者年齢割合↓</p> <table border="1"> <caption>みーも通信アンケート葉書返送者年齢割合</caption> <thead> <tr> <th>年齢層</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20代以下</td> <td>26%</td> </tr> <tr> <td>30代</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>40代</td> <td>22%</td> </tr> <tr> <td>50代</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>60代</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>70代</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>80代以上</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table>	年齢層	割合	20代以下	26%	30代	15%	40代	22%	50代	14%	60代	12%	70代	5%	80代以上	6%
年齢層	割合																
20代以下	26%																
30代	15%																
40代	22%																
50代	14%																
60代	12%																
70代	5%																
80代以上	6%																
<p>[森林インストラクター]</p> <ul style="list-style-type: none"> 増員が必要だと思う(太田委員) 子どもからお年寄りまで、自然とふれあい、自然環境の大切さを理解する機会をつくるという意味で大変素晴らしいことだと思う。今後インストラクターが活動していく上での、運営、横のつながりが必要だと思う。最初は県主催のイベントや、インストラクターとのコラボイベントから始め、インストラクター同士の連絡が密にできるようなメーリングリストの活用や、サポート体制も必要だと思う(大谷委員) 	<p>平成8年から島根県森林インストラクターの認定を行い、現在107名の方々にご活躍いただいています。今年度5年ぶりに養成講座を開催し、今年の3月には40名程度の新インストラクターが誕生する予定です。</p> <p>また、森づくりサポートセンターを拡充し、指導者を必要とする学校や地域と森林インストラクターをスムーズに結びつける機関を設け、さらにインターンシップ制度を導入し、ベテランインストラクターと新人インストラクターと一緒に活動を行うことができるようにします。</p>																

<p>[みーもスクール]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どものころからの学習が大切だと思うので、みーもスクールなどは将来性があり、良いと思う（太田委員） ・ NPO法人への委託による、県内3校での取り組みは大変有意義で素晴らしい環境教育だと思う。今後はさらに、森林インストラクターの活用などを視野に、県内3校にとどまらず、少しでも多くの学校で、自然とふれあう機会を増やしていくことが環境マインドの育成につながると思う。幼少時代の自然体験が子ども達の環境意識を高める傾向にあり、これからグローバルに環境問題を考えないといけない時代においては、国の教育として、環境教育を制度化していく必要がある。そういう意味では、島根県が先進地域として、教育委員会とも連携していけると、より効果的な水森税の利用につながるのではないかと（大谷委員） ・ 学校の範囲を拡げたり、現場で植栽の体験だけでなく、理科の教師による授業を行ってみたいかどうか。又、みーも通信を授業に使用し意見交換をさせることも効果があると考え。環境問題等から県各部が連携して取組まれると一層実効あるものになると思う（金崎委員） ・ 森林に関する小・中学生の意識はそれほど高いとは思えない。みーもスクールの状況を知りたいところである（松本委員） 	<p>みーもスクールのポイントは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 学校の授業として年間を通して開催し、学習効果を高めることを期待 ② 地元を愛している NPO に委託（役人の押し付け教育の排除） ③ 地域色を生かしたスクールとなるよう委託先に要請（地域愛を育む） ④ できる学校から範囲を広げていく <p>平成22年度は県内3地域で様々なスクールが開催されました。学校の理解と協力をいただき、地域色あふれる内容になっています。</p> <p>子どもには、話しよりも体験が効果的と思われ、NPOも体験を中心としたスクールに取り組んでいただいています。</p>
<p>[水森会議]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これにより、県民主体の森づくりができると思う。これからも開催していただきたい（大谷委員） ・ 水森会議が有効に機能しているかは、委員として気になる場所であるが、いかがなものか（松本委員） 	<p>委員から、広報や水森事業の宣伝について力を入れる旨の御意見をいただいていた。採択前にその旨を伝えたところ、各団体で新聞への投げ込みや事業宣伝用の看板づくりなどを実践されている。</p> <p>みーもの森づくり事業での型の区別の件や表示、審査基準を始め、貴重な御意見をいただき、早速要綱等の改訂作業に入っています。</p> <p>今後も県民代表として、事務局に対する御意見を賜りたいと思います。</p>

5 その他

委員の意見	県の考え方
<p>[普及啓発]</p> <ul style="list-style-type: none"> 水と緑の森づくりという事業の成果を県民の皆さんにもっと知っていただき、関心をもってもらえるようにすることが必要だと思う（太田委員） 「みーもフェスティバル」など大々的なイベントや雑誌掲載、テレビ放映などをすることにより、広報PRにはなっていると思うが、全体的に水森税の周知がまだ十分にできていないと感じる。現在の広報活動を継続して行うとともに、3つの事業での広報の強化や、他の宣伝方法もあるのではない。例えば、源泉徴収票に記載が出来るものなのかはわからないが、記載が出来れば、水森税の納税をしているという意識付けになるのではないか（大谷委員） 水森税を定着のため、今までの事業にあわせ広報以外に広く県民理解を得るような事業を各地域で展開すべきである（小川委員） 	<p>県民に対するアンケート調査の結果、「水と緑の森づくり税を知っているか」という問いに対して、「よく知っている」と回答した県民は9%であり、特に若年の認知度が低いのが現状です。</p> <p>平成22年度は、若年層対策として、みーも通信のリニューアルを行い、若年層へのPRに努めてきたところです。</p> <p>今後も県民世論調査を踏まえた効果的なPR活動を行っていきたいと考えています。</p> <p>なお、「給与所得者等に係る市民税・県民税・特別徴収税額の決定通知書」裏面に「県民税均等割額のうち500円は「水と緑の森づくり税」として水を育む緑豊かな森を次世代へ引き継ぐために負担いただくものです。」と全ての市町村に記載していただいています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 他の委員さんは、公募で決定しており意識が高いことがうかがえた。素晴らしいと思う（松本委員） 	<p>委員の皆様には、御多忙の中にも関わらず御出席いただき、毎回熱心に御議論いただき感謝しております。</p>

平成22年度 給与所得等に係る 所得税・県民税 特別徴収税額決定通知書(納税義務者用) あり

◎税額控除 (配当控除)

品 類	課税所得金額	1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分
利 益 の 配 当 等		1.6%	1.2%
証券投資 外貨建等証券投資信託以外		0.8%	0.6%
信託等 外貨建等証券投資信託		0.4%	0.2%

◎税額控除 (住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得額において平成11年から18年まで又は平成19年から25年までの住宅借入金等特別税額の適用を受けた場合、①から③を控除した金額に、前年分の課税所得金額等額の100分の5に相当する金額(97,500円)を控除し、当該金額に、下欄の割合を乗じた金額

①前年分の所得額に、住宅借入金等特別税額控除額(特定額立替等に係る)の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年(特定額立替等に係る)の場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額

②前年分の所得額(住宅借入金等特別税額控除額控除前の金額)の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年(特定額立替等に係る)の場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額

※ 平成19年から18年までの間に入居した者で、市長に住宅借入金等特別税を提出した場合は、上記の控除額に代えて、地方税法第107条第4項で算出した金額

市 民 税	3/5	市 民 税	
-------	-----	-------	--

◎税額控除 (配当前額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区 分	市 民 税
配当前額又は株式等譲渡所得割	3/5

◎税額控除 (贈与控除)

合計課税所得金額が200万円以下の者、市民税2%、市市民税3%に相当する金額

①下表の控除の範囲に超える控除の適用がある場合に、②下表の控除の範囲に超える金額を合算した金額

②合計課税所得金額が200万円超の者

①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5% (県民税2%、市市民税3%)に相当する金額

②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

③合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の範囲	
		一般	特別
障害者	1万円	一般	5万円
扶 養 親 属	10万円	特 定	18万円
妻 婦	1万円	老 人	10万円
養 子	5万円	同居老親等	13万円
孫 子	1万円	同居特別障害者加算	12万円
配偶者	5万円	配偶者(30万円未満)	5万円
扶 養 親 属	10万円	特別控除	3万円
妻 婦	10万円	妻 婦 控 除	5万円
養 子	10万円	養 子 控 除	5万円
孫 子	10万円	孫 子 控 除	5万円
配偶者	10万円	配偶者控除	5万円
扶 養 親 属	10万円	扶 養 親 属 控 除	5万円

控除の種類	金額	控除の範囲
障害者	1万円	一般
扶 養 親 属	10万円	特 定
妻 婦	1万円	老 人
養 子	5万円	同居老親等
孫 子	1万円	同居特別障害者加算
配偶者	5万円	配偶者(30万円未満)
扶 養 親 属	10万円	特別控除
妻 婦	10万円	妻 婦 控 除
養 子	10万円	養 子 控 除
孫 子	10万円	孫 子 控 除
配偶者	10万円	配偶者控除
扶 養 親 属	10万円	扶 養 親 属 控 除

支払金額	控除額
15,000円以下	50万円
15,000円超	61万円
40,000円以下	33万円
40,000円超	31万円
70,000円以下	21万円
70,000円超	19万円
100,000円以下	11万円
100,000円超	9万円
150,000円以下	3万円
150,000円超	0円

◎税額控除 (生命保険料控除)

支払金額 15,000円以下

支払金額 15,000円超

支払金額 40,000円以下

支払金額 40,000円超

支払金額 70,000円以下

支払金額 70,000円超

支払金額 100,000円以下

支払金額 100,000円超

支払金額 150,000円以下

支払金額 150,000円超

支払金額 200,000円以下

支払金額 200,000円超

支払金額 300,000円以下

支払金額 300,000円超

支払金額 400,000円以下

支払金額 400,000円超

支払金額 500,000円以下

支払金額 500,000円超

支払金額 700,000円以下

支払金額 700,000円超

支払金額 1,000,000円以下

支払金額 1,000,000円超

支払金額 1,500,000円以下

支払金額 1,500,000円超

支払金額 2,000,000円以下

支払金額 2,000,000円超

支払金額 3,000,000円以下

支払金額 3,000,000円超

支払金額 4,000,000円以下

支払金額 4,000,000円超

支払金額 5,000,000円以下

支払金額 5,000,000円超

支払金額 7,000,000円以下

支払金額 7,000,000円超

支払金額 10,000,000円以下

支払金額 10,000,000円超

支払金額 15,000,000円以下

支払金額 15,000,000円超

支払金額 20,000,000円以下

支払金額 20,000,000円超

支払金額 30,000,000円以下

支払金額 30,000,000円超

支払金額 40,000,000円以下

支払金額 40,000,000円超

支払金額 50,000,000円以下

支払金額 50,000,000円超

支払金額 70,000,000円以下

支払金額 70,000,000円超

支払金額 100,000,000円以下

支払金額 100,000,000円超

支払金額 150,000,000円以下

支払金額 150,000,000円超

支払金額 200,000,000円以下

支払金額 200,000,000円超

支払金額 300,000,000円以下

支払金額 300,000,000円超

支払金額 400,000,000円以下

支払金額 400,000,000円超

支払金額 500,000,000円以下

支払金額 500,000,000円超

支払金額 700,000,000円以下

支払金額 700,000,000円超

支払金額 1,000,000,000円以下

支払金額 1,000,000,000円超

支払金額 1,500,000,000円以下

支払金額 1,500,000,000円超

支払金額 2,000,000,000円以下

支払金額 2,000,000,000円超

支払金額 3,000,000,000円以下

支払金額 3,000,000,000円超

支払金額 4,000,000,000円以下

支払金額 4,000,000,000円超

支払金額 5,000,000,000円以下

支払金額 5,000,000,000円超

支払金額 7,000,000,000円以下

支払金額 7,000,000,000円超

支払金額 10,000,000,000円以下

支払金額 10,000,000,000円超

支払金額 15,000,000,000円以下

支払金額 15,000,000,000円超

支払金額 20,000,000,000円以下

支払金額 20,000,000,000円超

支払金額 30,000,000,000円以下

支払金額 30,000,000,000円超

支払金額 40,000,000,000円以下

支払金額 40,000,000,000円超

支払金額 50,000,000,000円以下

支払金額 50,000,000,000円超

支払金額 70,000,000,000円以下

支払金額 70,000,000,000円超

支払金額 100,000,000,000円以下

支払金額 100,000,000,000円超

支払金額 150,000,000,000円以下

支払金額 150,000,000,000円超

支払金額 200,000,000,000円以下

支払金額 200,000,000,000円超

支払金額 300,000,000,000円以下

支払金額 300,000,000,000円超

支払金額 400,000,000,000円以下

支払金額 400,000,000,000円超

支払金額 500,000,000,000円以下

支払金額 500,000,000,000円超

支払金額 700,000,000,000円以下

支払金額 700,000,000,000円超

支払金額 1,000,000,000,000円以下

支払金額 1,000,000,000,000円超

支払金額 1,500,000,000,000円以下

支払金額 1,500,000,000,000円超

支払金額 2,000,000,000,000円以下

支払金額 2,000,000,000,000円超

支払金額 3,000,000,000,000円以下

支払金額 3,000,000,000,000円超

支払金額 4,000,000,000,000円以下

支払金額 4,000,000,000,000円超

支払金額 5,000,000,000,000円以下

支払金額 5,000,000,000,000円超

支払金額 7,000,000,000,000円以下

支払金額 7,000,000,000,000円超

支払金額 10,000,000,000,000円以下

支払金額 10,000,000,000,000円超

支払金額 15,000,000,000,000円以下

支払金額 15,000,000,000,000円超

支払金額 20,000,000,000,000円以下

支払金額 20,000,000,000,000円超

支払金額 30,000,000,000,000円以下

支払金額 30,000,000,000,000円超

支払金額 40,000,000,000,000円以下

支払金額 40,000,000,000,000円超

支払金額 50,000,000,000,000円以下

支払金額 50,000,000,000,000円超

支払金額 70,000,000,000,000円以下

支払金額 70,000,000,000,000円超

支払金額 100,000,000,000,000円以下

支払金額 100,000,000,000,000円超

支払金額 150,000,000,000,000円以下

支払金額 150,000,000,000,000円超

支払金額 200,000,000,000,000円以下

支払金額 200,000,000,000,000円超

支払金額 300,000,000,000,000円以下

支払金額 300,000,000,000,000円超

支払金額 400,000,000,000,000円以下

支払金額 400,000,000,000,000円超

支払金額 500,000,000,000,000円以下

支払金額 500,000,000,000,000円超

支払金額 700,000,000,000,000円以下

支払金額 700,000,000,000,000円超

支払金額 1,000,000,000,000,000円以下

支払金額 1,000,000,000,000,000円超

支払金額 1,500,000,000,000,000円以下

支払金額 1,500,000,000,000,000円超

支払金額 2,000,000,000,000,000円以下

支払金額 2,000,000,000,000,000円超

支払金額 3,000,000,000,000,000円以下

支払金額 3,000,000,000,000,000円超

支払金額 4,000,000,000,000,000円以下

支払金額 4,000,000,000,000,000円超

支払金額 5,000,000,000,000,000円以下

支払金額 5,000,000,000,000,000円超

支払金額 7,000,000,000,000,000円以下

支払金額 7,000,000,000,000,000円超

支払金額 10,000,000,000,000,000円以下

支払金額 10,000,000,000,000,000円超

支払金額 15,000,000,000,000,000円以下

支払金額 15,000,000,000,000,000円超

支払金額 20,000,000,000,000,000円以下

支払金額 20,000,000,000,000,000円超

支払金額 30,000,000,000,000,000円以下

支払金額 30,000,000,000,000,000円超

支払金額 40,000,000,000,000,000円以下

支払金額 40,000,000,000,000,000円超

支払金額 50,000,000,000,000,000円以下

支払金額 50,000,000,000,000,000円超

支払金額 70,000,000,000,000,000円以下

支払金額 70,000,000,000,000,000円超

支払金額 100,000,000,000,000,000円以下

支払金額 100,000,000,000,000,000円超

支払金額 150,000,000,000,000,000円以下

支払金額 150,000,000,000,000,000円超

支払金額 200,000,000,000,000,000円以下

支払金額 200,000,000,000,000,000円超

支払金額 300,000,000,000,000,000円以下

支払金額 300,000,000,000,000,000円超

支払金額 400,000,000,000,000,000円以下

支払金額 400,000,000,000,000,000円超

支払金額 500,000,000,000,000,000円以下

支払金額 500,000,000,000,000,000円超

支払金額 700,000,000,000,000,000円以下

支払金額 700,000,000,000,000,000円超

支払金額 1,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 1,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 1,500,000,000,000,000,000円以下

支払金額 1,500,000,000,000,000,000円超

支払金額 2,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 2,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 3,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 3,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 4,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 4,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 5,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 5,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 7,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 7,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 10,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 10,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 15,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 15,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 20,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 20,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 30,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 30,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 40,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 40,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 50,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 50,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 70,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 70,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 100,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 100,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 150,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 150,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 200,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 200,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 300,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 300,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 400,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 400,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 500,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 500,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 700,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 700,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 1,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 1,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 1,500,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 1,500,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 2,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 2,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 3,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 3,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 4,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 4,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 5,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 5,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 7,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 7,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 10,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 10,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 15,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 15,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 20,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 20,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 30,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 30,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 40,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 40,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 50,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 50,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 70,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 70,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 100,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 100,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 150,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 150,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 200,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 200,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 300,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 300,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 400,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 400,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 500,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 500,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 700,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 700,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 1,000,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 1,000,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 1,500,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 1,500,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 2,000,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 2,000,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 3,000,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 3,000,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 4,000,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 4,000,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 5,000,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 5,000,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 7,000,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 7,000,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 10,000,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 10,000,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 15,000,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 15,000,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 20,000,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 20,000,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 30,000,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 30,000,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 40,000,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 40,000,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 50,000,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 50,000,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 70,000,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 70,000,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 100,000,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 100,000,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 150,000,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 150,000,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 200,000,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 200,000,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 300,000,000,000,000,000,000,000,000円以下

支払金額 300,000,000,000,000,000,000,000,000円超

支払金額 400,000,000,000,000,000,000,000,000円以下